

やお市政だより巻頭特集制作支援業務

委託事業者募集要領

1. 趣旨

やお市政だより（以下「市政だより」という。）は、本市の施策やまちの魅力を市民にわかりやすく表現し、幅広い年齢層への訴求効果を高め、本市に住みたい、住み続けたいと思える“伝わる広報誌”として提供していくことが求められている。そのため市政だよりの巻頭特集のデザイン、レイアウト、編集等本業務を事業者へ委託する。

これらの業務の実施にあたっては、市政だよりの巻頭特集の制作に専門性、企画力、創造性等を持ち、ノウハウが蓄積された事業者の支援が必要であるため、委託事業者の選定において公募型プロポーザル方式による提案審査を実施する。

2. 委託業務名

やお市政だより巻頭特集制作支援業務

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※令和6年3月号（2月20日発行）～令和7年4月号（3月20日発行）の14号分

5. 提案上限額

5,852,000円（消費税、地方消費税、本業務に係る一切の費用を含む。）

6. 提案参加資格

以下の要件を提案参加資格とします。

- (1) 過去3年間における国又は地方自治体が発注する広報誌（毎月発行）の制作（企画・編集等の一連の業務）実績が1年以上あること。
- (2) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の入札参加資格を備えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申し立てがなされていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同上第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ・審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・応募資格を有していないと認められた場合
- ・提出期限を過ぎても必要書類が提出されない場合
- ・提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- ・この要領に違反又は逸脱した場合
- ・プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ・前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

8. 選定スケジュール

No.	内容	期限等	備考
1	募集要領等の公表 参加申込書等の受付開始	令和5年9月1日(金)	ホームページにて公開
2	募集要領等に関する質問受付期限	令和5年9月8日(金) 17時まで	八尾市電子申請システム により受付
3	募集要領等に関する質問の回答	令和5年9月14日(木)	ホームページにて公開
4	参加申込書等の提出期限	令和5年9月19日(火) 17時まで【必着】	八尾市電子申請システム 及び郵送又は持参により 受付
5	参加資格審査の結果通知 企画提案書等の受付開始	令和5年9月21日(木)	電子メールにて通知
6	企画提案書等の提出期限	令和5年10月16日(月) 17時まで【必着】	郵送又は持参及び電子メ ールにより受付
7	1次審査(書類審査)結果通知	令和5年10月25日(水)	電子メールにて通知
8	2次審査(プレゼンテーション審 査)	令和5年10月31日(火)	
9	審査結果通知	令和5年11月2日(木)	電子メールにて通知
10	契約締結予定日(契約前の事前協 議あり)	令和5年11月10日(金) 予定	

※審査結果の通知後、事前協議を行い、契約を締結する。

※募集要領等については、本市ホームページからダウンロードすること。

9. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期限

令和5年9月8日(金) 17時まで

(2) 受付方法

質問は、八尾市電子申請システム(やお市政だより巻頭特集制作支援業務 公募型プロポーザルの質問フォーム)により行うこと。

※電子申請システム以外の方法による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

・回答日：令和5年9月14日(木)

・市ホームページにて質問と合わせて回答を掲載する。

10. 参加申込及び資格審査

本提案に参加を希望する者は、下記(1)の書類を各1部、下記(2)の期日までに八尾市電子申請システム（やお市政だより巻頭特集制作支援業務 公募型プロポーザルの応募フォーム）（以下「応募フォーム」という。）によりデータで提出すること。

なお、参加申込書兼誓約書【様式1】については、押印した原本を、下記(2)の期日までに下記(3)の提出先へ郵送又は持参により提出すること。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出すること。

(1) 応募フォームによりデータで提出いただく書類

- ① 参加申込書兼誓約書【様式1】（データ提出に加え、押印した原本については別途郵送又は持参が必要）
 - ② 事業者概要書【様式2】
 - ③ 業務実績調書【様式3-1】
 - ④ ③の業務実績を証明できる契約書及び仕様書等の写し
 - ⑤ ③に記載した広報誌の実物3号分（PDF等での提出可・実物があれば郵送又は持参）
 - ⑥ 業務実施体制調書【様式3-2】
 - ⑦ 法人税・消費税及び地方消費税（国税納税証明書）、法人市民税及び固定資産税（市税納税証明書）についての直近の納税証明書（写し可）
 - ⑧ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの・写し可）
 - ⑨ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの・写し可）
- ※ただし、令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている場合は上記⑦～⑨の提出書類を省略できます。

(2) 提出期限

令和5年9月19日（火）17時まで【必着】

(3) 郵送又は持参により提出いただく書類（参加申込書兼誓約書【様式1】に押印した原本）の提出先

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館5階

八尾市政策企画部広報・公民連携課 電話：072-924-3811（直通）

※提出書類を持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時から17時の間に広報・公民連携課まで持参すること（ただし、正午から12時45分までの間を除く）。

(4) 参加資格審査の結果通知

令和5年9月21日（木）に電子メールにて通知する。

(5) 辞退

参加申込書兼誓約書【様式1】の提出後に提案を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式4】を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後はいかなる理由があっても、本提案への再参加は認めない。

11. 企画提案書等の作成及び提出

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者は、仕様書等に基づき、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書【様式5】及び提案概要書（任意様式）
- ② 企画提案作品（任意様式）

③プレゼンテーション資料（任意様式）

④見積書【様式6】及び内訳書（任意様式）

※提出部数は、①～③は正本1部、副本10部、④は正本1部とする。

※提出書類①～③については、下記 16. 問合せ先のメールアドレスにデータの提出も行うこと。

(2) 提出期限

令和5年10月16日（月）17時まで【必着】

(3) 提出先

八尾市政策企画部広報・公民連携課

※提出書類を持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時から17時の間に広報・公民連携課まで持参すること（ただし、正午から12時45分までの間を除く）。

(4) 留意事項

- ・企画提案は、企画提案書【様式5】を用いてA4サイズ両面印刷で作成すること。
- ・提案概要書（任意様式）は企画提案書の要旨をまとめたもので、情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなるため、ノウハウや個人情報にかかる内容等、公開することにより不利益等が生じる恐れがある内容については記載しないこと。
- ・企画提案作品（任意様式）は、表紙はA4サイズ、特集2～5ページはA4サイズもしくはA3サイズ（見開き）とする。
- ・下記 12. プレゼンテーション審査において企画提案書及び企画提案作品以外のプレゼンテーション資料を用いる場合は、全ての資料を提出すること。
- ・審査の公平性を期するため、正本のみ提案者名を記載し、企画提案書、企画提案作品及びプレゼンテーション資料の副本には提案者名や企業ロゴなど、参加者が特定・推測されるおそれのある表記は一切記載しないこと。

12. プレゼンテーション審査の実施・選定

プレゼンテーション参加者から優先交渉権者を選定する。なお、企画提案書等の提出者が4者以上ある場合は、業務実績調書【様式3-1】、業務実施体制調書【様式3-2】、企画提案書【様式5】及び企画提案作品（任意様式）による「提案点」の1次審査（書類審査）を実施し、その得点の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。1次審査（書類審査）を行った全者に対し1次審査（書類審査）結果通知を令和5年10月25日（水）に電子メールにて通知する。なお、1次審査（書類審査）を行わない場合はその旨を通知する。

(1) 実施日

令和5年10月31日（火）

(2) 選定方法

- ・本市の庁内関係者等で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行う。
- ・優先交渉権者の選定の方法
- ①「やお市政だより巻頭特集制作支援業務評価基準」に基づき審査を実施し、総合得点（全選定委員の審査項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ②総合得点が同点の者が2者以上ある場合は、「提案点」が高い者を優先交渉権者とし、「提案点」も同じ場合は、選定委員会の議決により順位を選定する。
- ③総合得点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④提案上限額を超える見積書を提出した者は評価を行わない。

- ⑤総合得点が満点の6割を超えない場合は失格とする。
- ⑥応募者が1者であっても選考を実施するが、総合得点が満点の6割を超えない場合は選定しない。
- (3)実施時間・場所
 - 1次審査（書類審査）結果通知に時間・場所等を記載し、令和5年10月25日（水）に電子メールにて通知する。
- (4)実施方法
 - 提案者の出席は2名までとする。ただし、1名は原則主たる編集担当者とする。
 - また、時間は1事業者30分以内とする。
 - （プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）
- (5)注意事項
 - ・提出した企画提案書、企画提案作品及びプレゼンテーション資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
 - ・プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクターについては本市にて用意するが、その他必要な機材（ポインター、パソコン等）については提案者にて準備すること。
- (6)選考結果の通知
 - 審査結果については、令和5年11月2日（木）に、全ての提案事業者（辞退者を除く）に対し電子メールにて通知する。また、市ホームページにて公表する。

13. 契約の締結

優先交渉権者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と本市との協議により最終的に決定する。

14. 契約条件等について

- (1)委託料の支払い
 - 発注者と受注者の協議のうえ、支払い方法を決定する。
- (2)契約保証金
 - ・契約保証金については、契約額の100分の5以上とし、契約締結前に納付すること（ただし、八尾市財務規則第122条に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする）。
- (3)再委託について
 - ・受注者は、発注者の承諾を得ることなく受託業務を第三者に委託してはならない。
 - ・受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市暴力団排除条例に基づく入札等排除措置を受けている者であってはならない。

15. その他

- ・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償し

ない。

- ・応募書類は、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定により公開することがある。

16. 問合せ先

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾役所本館5階

八尾市政策企画部広報・公民連携課

担当：鶴飼・西井

電話：072-924-3811（直通） FAX：072-924-0135

E-mail：kouhou@city.yao.osaka.jp